

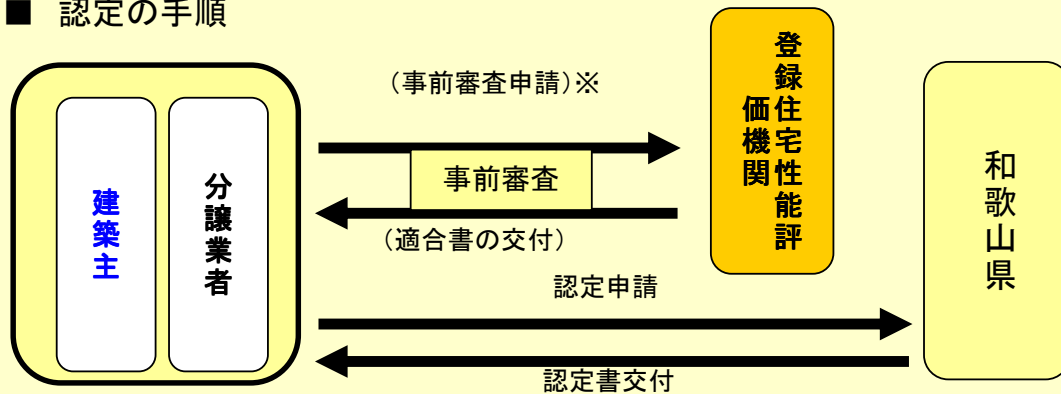
「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき
長期優良住宅建築等計画の認定が6月4日よりスタートします。

■ 認定制度の概要 (和歌山市を除く市町村については、県が認定、和歌山市は市が認定)
 法律で定める基準に基づき、長期優良住宅としての性能等を認定

■ 認定基準の概要
 耐久性、耐震性、省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性 住戸面積、居住環境の配慮、維持保全の方法、資金計画

■ 認定のメリット
 ○税制優遇措置が適用(住宅ローン減税、固定資産税の減額措置等)
 ○適切な維持保全により、住宅の資産価値の向上
 ○住宅の建て替えによる産業廃棄物の減少により、環境負荷が軽減

■ 認定の手順



※事前審査については、必要条件ではなく、県へ直接提出も可能です。

■ (参考)長期優良住宅のイメージ(木造戸建て住宅)